⑨　法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とする。

⑩　法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める回数は、四回とする。

⑪　法第四十一条の二第一項第五号ロの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　一箇月　百時間

二　三箇月　二百四十時間

⑫　法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があつたこととする。

⑬　法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。

一　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。）

二　労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認

⑭　法第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　法第四十一条の二第一項第五号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの

二　健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。

三　対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

四　対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

五　対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

六　産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑮　法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第四十一条の二第一項の決議の有効期間の定め及び当該決議は再度同項の決議をしない限り更新されない旨

二　法第四十一条の二第一項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期

三　常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。